

新潟県立大学情報基盤センター規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正 平成 30 年 3 月 27 日

改正 令和 2 年 3 月 24 日

改正 令和 5 年 2 月 13 日

改正 令和 5 年 5 月 16 日

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 新潟県立大学学則第 7 条第 2 項の規定に基づき、新潟県立大学に、情報基盤センター（以下「センター」という。）を置く。

(趣旨)

第 2 条 この規程は、新潟県立大学学則第 7 条第 3 項の規定に基づき、センターに関し必要な事項を定める。

(目的)

第 3 条 センターは、本学の教育、研究、大学事務等における情報化を適切に推進するため、本学情報化推進計画の立案・見直し、情報システム基盤の構築又は更新、運用、監視、並びに情報セキュリティにかかる施策を実施することを目的とする。

(業務)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。

- (1) 本学情報化推進計画の策定、実施並びに継続的見直しに関すること
- (2) 情報基盤ネットワークの整備及び運用管理に関すること
- (3) 各種情報システムの整備及び運用管理に関すること
- (4) 情報基盤ネットワークにおける情報セキュリティに係わる施策の実施に関すること
- (5) 学内情報システムの利用方法および情報セキュリティに係わる情報教育に関すること
- (6) 上記各号に係る学内規程の整備に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと

2 情報基盤システムの運用に関する事項は別に定める。

(組織等)

第 5 条 センターにはセンター長、副センター長、情報基盤システム管理者を置く。

2 前項に定めるもののほか、センターには必要に応じて特定情報システム運用責任者を置くことができる。

3 センターに関する事務は、総務財務部総務課が所管する。

(センター長等)

第6条 前条に掲げるセンター長は、副学長とし、第4条に掲げるセンターの業務を掌理する。

2 副センター長は、本学教職員の中からセンター長が指名し、センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けたとき、その職務を代理する。

3 情報基盤システム管理者は、本学教職員の中からセンター長が指名し、情報基盤システムの維持管理に必要な業務を行う。

4 特定情報システム運用責任者は、本学教職員の中からセンター長が指名し、情報基盤センターが管理する特定の情報システムについての運用に必要な業務を行う。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第7条 第4条に掲げる業務について検討し、センターの運営を円滑に行うためにセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) 情報基盤システム管理者
- (3) 各学部及び附置研究所から推薦された者それぞれ2名以内
- (4) 各研究科から推薦された者それぞれ1名
- (5) 広報委員会から1名推薦された者
- (6) 総務課長、財務課長及び教務学生課長
- (7) その他、学内基幹システムの担当者等でセンター長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長はセンター長を、副委員長は副センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

5 委員会は、第4条に定める業務を具体的に遂行するために必要な場合は、部会を設けることができる。

(定足数及び議決の方法)

第10条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(任期)

第11条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の事務)

第12条 委員会に関する事務は、第6条第2項を準用する。

第3章 その他

(報告)

第13条 センター長は、センター業務の運営状況について、理事長、教育研究評議会及び大学経営評議会に定期的に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教育研究評議会の承認を得て行うものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が委員会に諮って、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月16日から施行する。